

## 食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか。 ～フードバンクへの食品提供は税制上も全額損金処理が可能です～



企業

当社は、フードバンク活動を行う団体に対して、食品を提供することを検討しています。フードバンクへの食品の提供に要する費用の額は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか？

A. フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用の額を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産（食品）を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、下記（①及び②）の事実関係が認められる場合には、寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

- ① フードバンクへの食品の提供が、貴社の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- ② 貴社とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告等のルールが定められており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保され、貴社において提供した食品の使途が確認できること。

※貴社が提供した食品の内容や提供量が分かる受取書等をフードバンクから受領する必要があります。

※上記のケース以外にも、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用の額は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。



「提供に要する費用の額」とはどのようなものでしょうか？

A. 提供に要する費用の額とは、商品廃棄損として計上される金額であり、具体的には「提供した食品の帳簿価額」が該当します。貴社が、商品廃棄処理の一環として食品の提供を行うに当たり、その食品の配送費等を負担している場合には、その配送費等の額も含まれます。



フードバンクへの寄附に対して税制上の優遇措置はあるのでしょうか？

A. 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。